

令和8年度福島県オンラインを活用した禁煙サポート事業業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、福島県（以下「県」という。）が発注を予定している「令和8年度福島県オンラインを活用した禁煙サポート事業」業務委託企画提案募集及び委託する場合において適用される主要事項を示すものであり、業務委託契約書に添付する仕様書は、受託候補者が決定した後、協議の上別途作成する。

2 事業目的

本県の喫煙率は全国ワースト1位であり、喫煙・受動喫煙はがんや循環器疾患などの様々な生活習慣病のリスク因子となり、健康に悪影響を与える。一方で、禁煙補助薬の長期欠品に伴う禁煙外来の縮小など、禁煙支援環境は不足している状況にある。

自身の健康面への不安やライフステージの変化が禁煙の強い動機となること、また、家庭や職場等における受動喫煙を防止する観点から、禁煙を希望する県民に対し、オンラインを活用した禁煙プログラムを実施し、働き盛り世代を中心とした県民の喫煙率の低下、家庭や職場等における受動喫煙防止を図る。

3 委託業務内容等

(1) オンライン禁煙プログラムの提供

受注者は、プログラム参加期間内での参加者の禁煙及びその継続を目標とするオンラインでの禁煙プログラムを提供する。なお、減煙を目標とするプログラムは不可とする。

ア プログラム開始時期

令和8年7月15日から令和8年12月15日（予定）

イ プログラム期間

3か月前後のプログラムとし、令和9年3月31日までに終了すること。

ウ 対象者

以下の（ア）及び（イ）の条件を満たす者

なお、本事業は県内全域を対象として実施する。

（ア）令和9年3月31日時点で30歳以上である者

（イ）申込日時点で喫煙の習慣があり、禁煙プログラムの参加に同意する者

エ 参加人数

300名を上限とする。

見積りにあたっては、禁煙補助薬なし20名 禁煙補助薬あり280名で積算し、それぞれ参加者1人当たりのプログラム参加費用単価を見積りに含めること。事業終了時、プログラム参加者人数に応じて精算することとする。

オ 参加者のプログラム利用料

無料とする。

カ プログラム内容

以下の内容を含むものとする。提案にあたっては、参加者の積極的な参加、参加者のプログラム離脱防止、目標達成のための適切な支援についての工夫を示すこと。

- ・オンラインによる専門職のカウンセリング（禁煙支援）
※カウンセリングは最低2回以上とし、禁煙に効果的と見込まれるタイミングで実施すること。
- ・希望者への禁煙補助薬の送付
※送付にあたっては薬事法等の関連法令を遵守すること。
- ・参加者からの相談対応
- ・プログラム開始後1か月以降の効果測定（アンケート、カウンセリングでの確認等を想定）

キ 応募者の資格確認

申込みフォームで行う。

申込者が参加要件を満たすことを確認できる申込みフォームとすること。

ク その他

詳細な事項については、発注者と協議の上、決定する。

(2) 参加状況の確認

各参加者のプログラム参加状況（プログラム開始有無、効果測定結果等）について、県の求めに応じて提供すること。確認頻度は月1回を想定している。

(3) 広報資材の作成及び広報素材の提供

受注者は、対象者のプログラム参加を促す広報資材（プログラムの参加メリット、エビデンス、プログラム概要、プログラム開始手順等が含まれたチラシ）を作成すること。なお、チラシのデザインについては、県と別途協議することとし、印刷は県で行う。

また、広報素材（プログラムの参加メリット、エビデンス、プログラム概要、プログラム開始手順等に関するデータ・図・文言等）を県に提供すること。提供されたデータ等は、県及び市町村が作成する事業案内を目的とするwebページ、広報誌、メールマガジン等に使用する。

県に提供する素材等において、他者の著作権その他の権利が及ぶものの使用は可能な限り避けること。また、これらについて、使用する際には、権利者より事前に二次使用を含めた使用の許諾及び事後において権利の主張を行わない旨の許諾を

得るものとする。

(4) 留意事項

ア 提案について

提案を求める項目については、コスト及び訴求力に留意したうえで、各プロポーザル参加者の自由なアイデアを踏まえた提案を盛り込むこと。

イ 受託事業の運營業務について

- ・受託事業運営のための運営体制を明確にすること。
- ・必要かつ適切な人員配置を行うこと。
- ・疑義が生じた場合は、その都度、県と協議すること。

ウ 受託事業終了後の業務

- ・実績報告書等を作成の上、令和9年3月31日までに2部提出すること。
- ・実績報告書には、参加者数等の事業効果が分かる書類を添付すること。

4 その他

- (1) 受託者は、委託契約書に及び仕様書に基づき、常に、県と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、県と受託者が誠意をもって協議し、法令を厳守して実施すること。